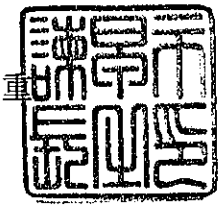
諫早市公告第１３３号

下記の送達すべき書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、高齢者の医療確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、当該送達すべき書類は、諫早市役所健康保険部保険年金課に保管中につき、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月１２日

諫早市長　　大久保　潔　重



書　類　名	氏　名
令和８年度後期高齢者医療保険料額決定通知書	小坂　貴雄